

嘉手納を知ればおもしろくなる！ 生活を楽しむための広報紙

3月1日～7日は春季全国火災予防運動期間

特集

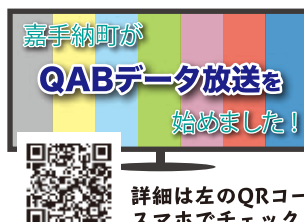
**備えて火災を予防
住宅用火災警報器を
設置しましょう。**

嘉手納町LINE公式アカウント
友だち募集中！



@kadenaで検索！

嘉手納町の人口(令和4年1月末日現在)
男:6,427人 女:6,817人 (5,611世帯)
合計:13,244人 前月との比較《-25人》
●出生/12人 ●死亡/ 9人
●転入/31人 ●転出/59人



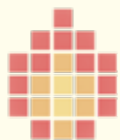
嘉手納町が
**QABデータ放送を
始めました！**

詳細は左のQRコードを
スマホでチェック！

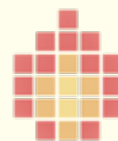

住民票や
所得課税証明書などは
コンビニで！

サービスの利用には
マイナンバーカード
が必要です。





備えて火災を予防 住宅用火災警報器を 設置しましょう。



令和4年3月1日から3月7日までの7日間、火災の発生しやすい時期をむかえるにあたり「火災の発生を防止する」、「火災による死者の発生を減少させる」、「財産の損失を防止する」ことを目的に、春季全国火災予防運動が実施されます。

コンロを使うときは火のそばを離れない、住宅用火災警報器や住宅用消火器を設置するなどの対策で、火災の発生を未然に防止しましょう。



住宅用火災警報器

住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器（以下、住警器）とは、火災により発生する煙又は熱を感知し、住宅内にいる人に対し、警報ブザーや音声により火災の発生をいち早く知らせ避難を促す器具です。

住宅火災による死者の多くが就寝中の『逃げ遅れ』によるものであり、住宅火災を早期に発見し逃げ遅れ等の被害を軽減するために平成23年6月から**全ての一般住宅に設置が義務化**されました。



ポイント

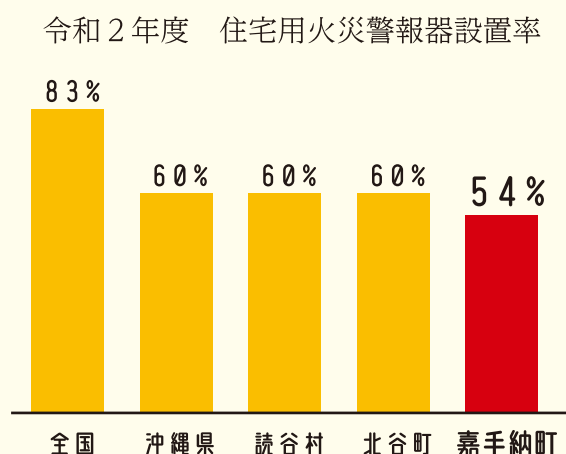
- 住警器の設置は義務
- 10年経ったら交換を

嘉手納町の住警器の設置率は低い

右のグラフは全国と沖縄県そしてニライ消防管轄の3町村（読谷村、北谷町、嘉手納町）の住警器の設置率です。

全国と比べて沖縄県の設置率が著しく低い結果となっておりますが、その中でも嘉手納町は低い設置率となっております。

火災はどこのお家でも起こりうることで、す。万が一の時でも住警器があれば早期発見につながります。



住警器を購入して設置しよう

共同購入が便利

住警器は防災機器販売店、ホームセンター及び家電量販店等で販売しています。
また、現在、各自治会で住警器の共同購入事業を実施しています。

住警器の店頭販売価格は3,000円弱ですが、自治会主体の共同購入であれば、1個2,200円(税込)でお買い求めいただけます。

ご購入の際は各区自治会までご連絡ください。

購入したら設置

住警器は寝室として使用している全ての部屋（子ども部屋などでも就寝に使用する場合も対象）、そして寝室がある階の階段上部に設置することが必要です。



取付が困難な方は消防職員が設置を支援します！

住警器の購入の際、取り付けを希望する方は、最寄りの自治会又はニライ消防本部予防課までご連絡ください。

【連絡先】

ニライ消防本部 予防課
TEL: 956-9924



住宅防火いのちを守る 10のポイント

住警器を設置しただけで安心してはいけません。住宅防火に大切な 4つの習慣 と 6つの対策 を紹介します。

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こたしを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやかんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

出典：消防庁

嘉手納町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	13,524人	11,850,167千円	304,374千円	1,733,218千円	14.6%	14.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	154人	526,551千円	108,733千円	212,688千円	847,972千円	5,506,312円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は、令和2年4月1日の人数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

○一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
嘉手納町	41.7歳	307,700円	380,500円

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	嘉手納町	
一般行政職	大 学 卒	182,200円
	短 大 卒	163,100円
	高 校 卒	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一 般 行政職	大学卒	271,100円	311,700円	351,100円
	高校卒	239,600円	275,500円	318,600円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	職務内容	職員数	構成比	区 分	職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	7人	6.6%	4級	係長、主査	27人	25.5%
2級	主 事	12人	11.3%	5級	課長、主幹	3人	2.8%
3級	主任主事	49人	46.2%	6級	会計管理者、議会事務局長、課長	8人	7.5%

(注) 1 嘉手納町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。 2 職務内容とは、算定時に在籍する職員の各級に該当する職務である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

嘉 手 納 町	
1人当たり平均支給額（令和2年度）	1,381,090円
（令和2年度支給割合）期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.9月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

嘉 手 納 町		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%)	
1人当たり平均支給額	11,291,917円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	1,002千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	26,381円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	24.6%
手当の種類（手当数）	5種類

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	42,109千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	273,435円
支給実績（令和元年度決算）	46,067千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	346,389円

(5) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	①配偶者6,500円 ②子10,000円 ③配偶者、子以外の扶養親族6,500円 ④15歳～22歳の特定期間にある扶養親族5,000円加算	同		24,565千円	279,147円
住居手当	〔借家・貸間〕 支給限度額 28,000円	同		2 1,102千円	301,457円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の者 ①交通機関利用者 1ヶ月の運賃相当額 ただし、45,000円を超えるときはその額と45,000円の差の2分の1を加算した額 ②自動車等使用者 距離区分に応じて2,000円～31,600円	異	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に応じ一括支給 ただし、月額55,000円が限度	5,549千円	68,506円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ①会計管理者、行政職6級筆頭課長、議事事務局長46,486円 ②行政職5級筆頭課長44,066円 ③①を除く行政職6級課長42,260円 ④②を除く行政職5級課長40,060円 ⑤主幹32,048円	異	管理又は監督の地位にある職員に対して俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	9,127千円	536,882円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等					
給 料	町 長	765,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額（令和3年4月1日現在）				
			855,000円／609,000円				
	副町長	623,000円	700,000円／522,000円				
報 酬	議 長	318,000円	408,000円／218,000円				
	副議長	265,000円	340,000円／174,000円				
	議 員	246,000円	320,000円／156,000円				
期 末 手 当	町 長	(令和2年度支給割合)					
		3.35月分	6月期	1.7月分	12月期	1.65月分	
	副町長	3.35月分	6月期	1.7月分	12月期	1.65月分	
	議 長	(令和2年度支給割合)					
		3.35月分	6月期	1.7月分	12月期	1.65月分	
		副議長	3.35月分	6月期	1.7月分	12月期	1.65月分
議 員		3.35月分	6月期	1.7月分	12月期	1.65月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(支給時期)			
		給料月額×在職年数×500/100		任期毎			
	副町長	給料月額×在職年数×300/100		任期毎			

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前 年増 減数	主な増減理由
			令和 3年	令和 2年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	職員1名配置減 →商工 職員1名新規配置
		総 務	34	35	△1	
		税 務	10	10	0	
		労 働	－	－	－	
		農林水産	1	2	△1	
		商 工	5	4	1	
		土 木	10	10	0	
		民 生	39	39	0	
		衛 生	14	14	0	
	計	116	117	△1		
	教育部門	35	37	△2	定年退職等により2名減	
	消防部門	－	－	－		
	小 計	151	154	△3		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	6	6	0		
	下水道	2	2	0		
	その他(国保等)	6	7	△1	職員1名配置減	
	小 計	14	15	△1		
合 計			165	169	△4	
			[203]	[203]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

嘉手納町が確認書（または申請書）を受理した日から**1か月後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯（家計急変世帯）

嘉手納町から**3月上旬頃**
確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

申請が必要です

申請期限：**令和4年9月30日（金）まで**

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】福祉課 社会福祉係

● お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

受付時間 午前9時～午後8時

● 嘉手納町専用ダイヤル

開通期間：令和4年2月7日～令和4年4月28日

TEL：923-3810

（受付時間 平日午前9時～午後5時）

福祉課 社会福祉係 **TEL：956-1111（内線128）**

1/11~31 おきなわお花で
元気いっぱいプロジェクト



新型コロナウイルス感染症の影響で需要が低迷している花きの消費拡大を図るため「公共施設等における花きの活用拡大支援事業（農林水産省補助事業）」を活用した「おきなわお花で元気いっぱいプロジェクト」（沖縄県農林水産物販売促進協議会）が実施されました。

県庁や各市町村庁舎など県内の公共施設に県産花きを使用したフラワーアレンジメントが展示され、嘉手納町では町役場 1 階エントランスホールにおいて、「花の店あい花」による花飾り等の展示が行われました。

12/28 門松の寄贈



株式会社松幸より門松の寄贈がございました。
株式会社松幸 常務取締役 新垣大輝^{しんがき だいき}氏は「私の出身地である嘉手納町で、町民の皆様が新年を迎えるにあたり、梅の花や南天で飾り付けされた門松により少しでも正月気分を味わってほしいと願い、今回の寄贈に至りました。」と、思いを語られました。

寄贈を受け当山宏^{どうやま ひろし}町長は「門松の華やかさにより町民の皆様が心身健やかに新年を迎えることができる」と、感謝の意を表しました。

門松は正面玄関前に12月28日から1月7日まで飾られ、華やかな雰囲気由来者を迎えました。



嘉手納の話題

Kadena topic

1/7 屋比久翔平選手来庁



昨年行われた、「東京オリンピック2020大会」において、レスリングのグレゴローマンスタイル77キログ級で銅メダルを獲得した屋比久翔平^{やびく しょうへい}選手が当山宏^{どうやま ひろし}町長を表敬訪問されました。

表敬訪問では、オリンピックで獲得したメダルを見せていただきながら、屋比久選手の少年時代のおはなしを聞かせていただきました

11/3 ろうきんコザ地区推進委員会
嘉手納町の子どものために物品を寄贈



嘉手納町総合福祉センターにおいて、沖縄県労働金庫コザ支店の加入団体で構成された「ろうきんコザ地区推進委員会」から町社会福祉協議会へ食料品や玩具、本、文房具などの寄贈が行われました。

今回の寄贈は、嘉手納町の子どもたちへ物品の寄贈を通じて、健やかで心豊かな成長、将来に向けた夢の広がりへつなげることを目的に実施されました。

寄贈品は、町社会福祉協議会を通して、子ども食堂等へ配布されました。

12/19

嘉手納町商工会青年部 全国統一事業「絆」感謝運動



嘉手納町商工会青年部は、「絆」感謝運動」として嘉手納町兼久から水釜の海岸沿い及び西浜中央通りの清掃活動を行い、燃えるごみ、空き瓶、空き缶、ペットボトル、折れたビニール傘等の燃えないごみを回収しました。

本事業は、各地で発生する災害時の復興支援活動等でも改めて確認された青年部及び地域における「絆」について再認識・感謝するとともに、今後もさらにその結びつきを地域単位で強化していくこと等を目的として全国統一で実施されております。例年は6月10日の商工会の日に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスク及び感染拡大防止の観点から延期されての実施となりました。

12/13~15

歳末たすけあい運動



嘉手納町内の一人暮らしの高齢者世帯などの自宅敷地内の樹木の剪定や草刈り作業が行われました。

この事業は、町社会福祉協議会の歳末たすけあい運動の中で、高齢者宅の自宅敷地内の草刈りなどを通して、明るい新年を迎えてもらおうと実施したものです。

作業は、かでな振興(株)が地域貢献活動の一環として行い、日頃手の届かない樹木の剪定や草刈りなど、5世帯を3日間かけて行いました。

作業を依頼した女性は、「手が届かない場所なので助かった。木がきれいに剪定されてスッキリした」と喜んでいました。

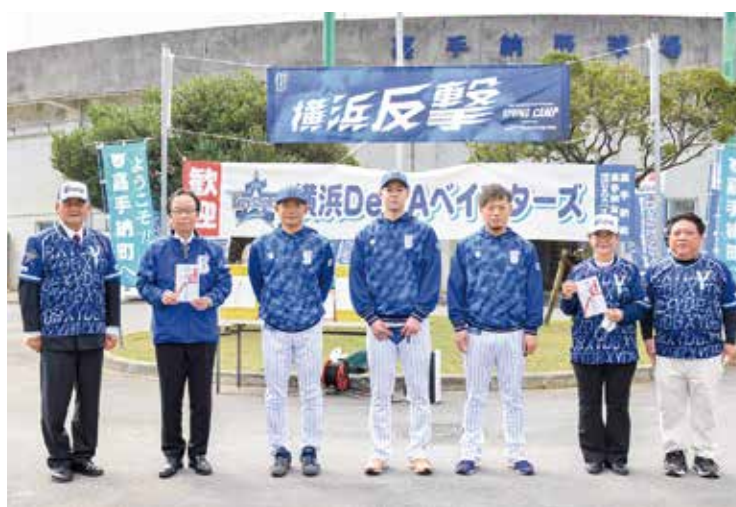
2/1

歓迎！横浜DeNAベイスターズファーム

2月1日から26日までの間、嘉手納野球場において横浜DeNAベイスターズファームの春季キャンプが行われました。同球団の嘉手納町のキャンプは今回で27回目となります。

キャンプ初日である2月1日には嘉手納野球場前で「横浜DeNAベイスターズファーム春季キャンプ歓迎セレモニー」（横浜DeNAベイスターズ嘉手納友の会主催）が開催されました。

新型コロナウイルス感染症対策として、例年より規模を縮小し、球団からは仁志敏久監督や平良拳太郎選手が参加しました。



横浜DeNAベイスターズから嘉手納町へ20万円の寄附と野球ボール20ダースの寄贈があり、また、選手会から嘉手納町へ50万円の寄附がありました。

いただいた寄附は、横浜DeNAベイスターズ嘉手納友の会の運営資金に充てられ、町内の野球振興に使用されます。

町民インフォメーション information

生活情報

■ ご存じですか、国民年金保険料の納め方 ～口座振替・前納納付が便利でおトクです！～

国民年金加入者（20歳以上60歳未満）の皆さん、納め忘れがあると老齢基礎年金の減額や受給できなくなる場合があります。また、障害の状態になった時の障害基礎年金や、加入者が亡くなり遺族（子のある配偶者・子）が残されたときの遺族基礎年金が受給できなくなる場合もありますので、納め忘れにご注意ください。また、納めた保険料は、所得税等の控除になりますので、領収書は大切に保管してください。

国民年金保険料の納め方 令和3年度国民年金保険料 月額16,610円



① 納付書（現金）で納付	各金融機関・コンビニエンスストア等で納めることができます。
② 口座振替で納付	お申し込みは金融機関または年金事務所 手続きに必要なもの：年金手帳または納付書、預金通帳、預金通帳届出印
③ クレジットカードで納付（継続納付）	お申し込みは年金事務所 手続きに必要なもの：年金手帳または納付書、クレジットカード等
④ まとめて前払い（前納）がおトクです！！	納付書（現金）、口座振替、クレジットカードによる前納ができます。2年分または1年分、6ヶ月分の保険料をまとめて納めると保険料が割引されます。前納を希望される場合は、申込期限がそれぞれにありますので、詳しくは、コザ年金事務所でお問合せください。

ご予約・お問い合わせ

コザ年金事務所

TEL：098-933-2267

町民保険課 住基年金係

TEL：956-1111（内線141、147）

教えて国民健康保険 Vol. 206 3月は保険証の切り替え時期です！

現在お持ちの保険証は令和4年3月31日までの有効期限となっております。

新しい保険証はこれまでの「**空色**」から「**うぐいす色**」に変わります。

新しい保険証が郵送される方

国民健康保険税に滞納がない方（世帯）

保険税を遅延なく納付されている世帯を対象に3月上旬～3月下旬に保険証を郵送いたします。（※簡易書留郵便にて発送しますので、受取のサインが必要となります。）

不在の場合は、不在連絡票がポストに投函されますので、郵便局へ連絡して受け取ってください。保険証が届かない場合は、お手数ですが嘉手納町役場町民保険課までご連絡ください。

窓口で切り替えが必要な方

国民健康保険税に滞納がある方（世帯）

「国民健康保険証の切り替えについて」ハガキを送付します。

保険税を完納することで、新しい保険証に切り替えいたします。

※銀行でお支払いした場合は確認までに1～2週間かかりますので、お手数ですがお支払いした領収証書を持って窓口で申請してください。

※納付が困難な方はご相談ください。

国民健康保険から職場の健康保険に加入した場合も、窓口での手続きが必要になりますので、お早めに届出ください。※届出がない場合は保険税が課税されます。

☆3月の夜間・休日窓口のお知らせ

夜間窓口 3月10日(木) 午後8時まで

休日窓口 3月27日(日) 午後1時～午後5時

お問い合わせ 町民保険課 国民健康保険係 TEL 956-1111（内線162・166）

健康行動を見直しましょう！

春は寒暖差や気圧変動が大きく、心身のバランスを崩しやすい季節となりました。今年度も終わりに差し掛かっているため忙しく、健康チェックを忘れてしまいがちです。

沖縄県は65歳未満の死亡（早世）が全国ワースト1位なのをご存知でしょうか。死因は虚血性心疾患・脳血管性疾患など、生活習慣病からくるものが主な原因となっています。また新規人工透析導入患者数も、全国平均の1.85倍高くなっています。

沖縄県では『健康おきなわ21～健康・長寿おきなわ復活プラン～』を策定しており、皆さんが無理なく楽しい健康づくりを実行するために『ちゃーがんじゅうおきなわ9か条』を掲げています。できることから始めましょう！

ちゃーがんじゅうおきなわ 9か条

- ① **ちゃん**と朝食 あぶら控えめ おいしいごはん
- ② **一**日一回 体重測定
- ③ **がん**張りすぎず適度な運動 今より10分（1000歩）多く歩こう！
- ④ **じゅう**分な休養 ストレスと上手に付き合おう ひとりで悩まず相談を
- ⑤ **う**れしいね 禁煙・分煙で あなたも私も快適に！
- ⑥ **おくち**の健康 3点セット 歯ブラシ・フッ素・フロス
- ⑦ **きゅう**肝日つくろう お酒はほどほどに 未成年や妊婦は飲みません・飲ませません
- ⑧ **なか**間・家族で行こう！健康診断・がん検診
- ⑨ **大きなわ** みんなで支える「健康・長寿」

◎ 健康診断を年度に1度は、必ず受けましょう！

◎ 保健指導の連絡があった場合はこの機会を生かし、専門職と一緒に健診結果を確認し、健康の維持・増進に取り組みましょう。



参考：健康おきなわ21

マイナンバーカードの休日交付を行います。

お仕事などで平日の開庁時間に役場へご来庁できない方は、休日交付をご利用ください。受取については、事前に予約が必要です。必ずお電話にて事前予約をお願いします。

※交付については、マイナンバーカードを申請後、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」（ハガキ）を送付している方が対象です。

休日開庁 3月27日（日）
午前9時～午後1時

また、マイナンバーカードに関する申請書作成等の相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。



ご予約・お問い合わせ 町民保険課 住基年金係
TEL：956-1111（内線141・144）

嘉手納町子どもフッ化物塗布 未使用の塗布券はありませんか？

今年度の塗布券（水色）の有効期限は令和4年3月31日となっています。期限を過ぎると使用できません。期限内での使用をお願いいたします。

対象は嘉手納町に住所を有する満1歳から15歳（中学3年生）までのお子さんで、申請には母子（親子）健康手帳が必要です。子ども家庭課窓口で申請して下さい。1年度で2回申請できます。

指定歯科医院

- ・なかお歯科クリニック
- ・知花歯科
- ・上運天歯科矯正歯科
- ・名嘉病院
- ・みずがま歯科医院

お問い合わせ 子ども家庭課 母子保健係
TEL 956-1111（内線159）

3月31日まで！ 嘉手納町高齢者外出支援タクシー料金助成事業 残っている助成券はありませんか？

助成券の有効期限がせまっております。期限を過ぎると利用できなくなりますので、お早めにご利用ください。

有効期限 令和4年3月31日（木）

次年度分受付開始 令和4年4月1日（金）

対象となる方には条件があります。詳しくはお問い合わせください。

※ 令和3年度利用した方も新たに申請が必要です。

お問い合わせ 福祉課 社会福祉係 TEL 956-1111（内線128）



■ 再開発駐車場夜間定期券販売のお知らせ

再開発駐車場 新町第2駐車場、ロータリー第1駐車場、ロータリー第2駐車場

申込受付期間 令和4年2月18日(金)～令和4年3月4日(金)
午前8時30分～午後4時30分
(午前11時30分～午後1時を除く)
※土曜日、日曜日及び祝日は除く

利用可能期間 令和4年3月7日(月)～令和4年6月4日(土)
90日間
※利用可能時間 午後7時～翌朝午前9時

販売金額 9,000円

お問い合わせ 都市建設課 施設管理係 TEL 956-1111 (内線333・334)



■ 上下水道課からのお知らせ ～ 引越しの連絡はお早めに ～

3月、4月は引越し時期となり、窓口が混み合うことが予想されます。引越しが決まりましたら、早めに上下水道課の窓口で手続きをお願いします。

水道を使用する場合

窓口にて給水契約書を記入してください。
※賃貸住宅の場合は保証金1万円が必要です。

水道を止める場合

- ① 水道を止める日を事前に電話連絡してください。
- ② 水道を止めた後に精算手続きがありますので窓口にお越しください。
※保証金を預けている場合は、受領証又は身分証明書(運転免許証、保険証等)をお持ち下さい。

受付場所 上下水道課窓口(役場1階④番窓口)

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始・慰霊の日等は除く)
※受付時間により、開栓作業が翌営業日以降になる場合がありますのでご確認ください。
※開閉栓作業時は、立会いは必要ありません。

お問い合わせ 上下水道課 水道業務係 TEL: 956-4439 (直通)



■ 農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

- ① 「農業者年金」は農業者なら誰でも入れる終身年金です！
 - (1) 年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く。)である20歳以上60歳未満の方が加入できます。
 - (2) 農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
令和4年1月から35歳未満で認定農業者に該当しない等の一定の要件を満たす方は、月額10,000円(上限67,000円)でも通常加入できるようになりました。(保険料の納付下限額が20,000円から10,000円に引き下げられました。)
 - 死亡一時金もあり安心。80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。
- ② 一定の要件を満たす方には、月額最大10,000円の保険料補助
- ③ 保険料は全額社会保険料控除の対象です。

お問い合わせ 産業環境課 農林水産係 TEL: 956-1111 (内線322)
JAおきなわ 嘉手納支店 TEL: 956-1133

図書館瓦版

ポケットモンスター 図書館でGO!

さあ！春休みだよ。
新学期の準備が済んだら、図書館においでよ！
図書館内に隠れたポケットモンスターのキャラクタ
ーを探してみよう！全部探せたお友達には素敵な
プレゼントあるよ！

- ・日時：3月5日（土）～ 4月3日（日）
- ・時間：図書館開館時間中
- ・対象：どなたでも
- ・方法：カウンターに
「図書館でGO!がしたいです!GO!GO!!」
と声をかけてね♪



『としょかん通帳』 そろそろ繰越しちゃう??

昨年のクリスマスに「図書館通帳 1 周年祭」
を行いました。皆さんいっぱい記帳されてい
ました！最近では繰越しして 2 冊目に突入する
方も出てきましたよ！すごい☆

そこで繰越しを記念してプレ
ゼントを差し上げています☆
(やる気になってきたかな～?)
※すでに繰越し済みの方もカウ
ンターへお声がけ下さいね。



増進センターのプー
ルは温水なので寒くな
っても安心！トレーニ
ング室と合わせて、水
中でも陸上でもたくさん
運動して、体を温めま
しょう！



温水プール



トレーニングルーム

増進センターは 6 階な
ので景色が抜群！たく
さん運動して、心も体
もリフレッシュさせま
しょう！



けんどう通信

営業時間

平日 9 時半～
土日祝 10 時～
18 時 21 時

2 月
お知らせ

コブラのポーズ



※腰を痛めないように、初めのうちは
肘をついて、楽な姿勢で行いましょう。
慣れてきたら、両手をしっかり伸ばし
て行いましょう。

増進 Yoga



コブラのポーズは、背筋を伸ばす
力を入れながら引き上げるので、姿勢改善に効
果が期待できます。デスクワークなどの背中を
丸めた姿勢が長い方におすすめ！

お問い合わせ 嘉手納町健康増進センター TEL 956-1230



町長日誌

令和四年二月十一日

～ 令和四年二月十日

一月

- 十一月 十三日 管理職会議
- 十一月 十三日 中部市町村会 正副会長会議
- 十一月 十三日 嘉手納町産業まつり 臨時総会
- 十一月 十七日 庁議
- 十一月 十八日 中部市町村会 定例会
- 十一月 十九日 臨時議会（令和 3 年度嘉手納町一般会計補正予算）
- 十一月 二十四日 管理職会議
- 十一月 二十七日 介護保険広域連合 運営会議
- 十一月 二十八日 Web会議【沖縄振興会議】
- 十一月 二十八日 Web会議【沖縄振興市町村協議会】

二月

- 二月 一日 横浜 DeNA ベイスターズファーム歓迎セレモニー
- 二月 二日 予算査定
- 二月 二日 予算査定
- 二月 四日 中部広域市町村圏事務組合 第 4 回理事会
- 二月 四日 沖縄県町村土地開発公社 幹事会
- 二月 七日 沖縄県町村会 理事会
- 二月 七日 庁議
- 二月 八日 中部衛生施設組合 正副管理者会
- 二月 九日 沖縄県市町村職員互助会 理事会
- 二月 九日 臨時議会（嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議する決議）
- 二月 十日 沖縄県介護保険広域連合 議会定例会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため各行事は延期または中止する可能性がありますのでご了承ください。

町民カレンダー

ひと、みらい輝く交流のまち かでな

令和4年4月

日	曜日	行 事 名	開 催 時 間	開 催 場 所
1	金	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
2	土			
3	日			
4	月			
5	火	すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		西浜区ことぶきの会	午後2時～4時	西浜区コミュニティセンター
6	水			
7	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
8	金			
9	土	乳児一般健診	午後1時～2時	総合福祉センター4階
10	日			
11	月	中央区あしびな一会	午前10時～午後1時	中央区コミュニティセンター
12	火	すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		南区かりゆし会	午前10時～午後1時	南区コミュニティセンター
13	水	東区がんじゅう会	午後2時～4時	東区コミュニティセンター
14	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		北区百の会	午前10時～午後1時	北区コミュニティセンター
15	金	3歳児健診	午後1時～2時	総合福祉センター3階
		行政相談	午後2時～4時	総合福祉センター4階
16	土			
17	日			
18	月			
19	火	すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		西浜区ことぶきの会	午前10時～午後1時	西浜区コミュニティセンター
		グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
20	水	こころの健康相談	午前10時～11時30分	嘉手納町役場
		西区ゆんたの会	午前10時～午後1時	西区コミュニティセンター
21	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
22	金	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
23	土			
24	日			
25	月	中央区あしびな一会	午後2時～4時	中央区コミュニティセンター
26	火	すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
		南区かりゆし会	午後2時～4時	南区コミュニティセンター
27	水	カミカミ(離乳食)教室	午前10時～午後1時	総合福祉センター3階 調理室
		西区ゆんたの会	午後2時～4時	西区コミュニティセンター
28	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		北区百の会	午後2時～4時	北区コミュニティセンター
29	金	昭和の日		
30	土			

- 嘉手納町役場
☎ 956-1111
- 基地被害苦情110番
☎ 0800-200-4665

通話料無料。24時間365日対応。音声ガイドにて対応いたします。

- 社会福祉協議会
☎ 956-1177
- 嘉手納町中央公民館
☎ 956-4142
- 嘉手納町立図書館
☎ 957-2470
- 嘉手納町商工会
☎ 956-2810
- かでな振興(株)
☎ 957-1414
- 防衛施設周辺整備協会
☎ 956-0750
- 嘉手納警察署
☎ 956-0110
- ニライ消防本部
☎ 956-9914
- 環境美化センター
☎ 982-8221
- 東 区
☎ 956-3179
- 中央区
☎ 956-6223
- 北 区
☎ 956-3928
- 南 区
☎ 956-4688
- 西 区
☎ 956-4544
- 西浜区
☎ 956-4541
- 夜間・休日高齢者
相談窓口(比謝川の里)
☎ 957-3000

平日夜間:午後5時15分以降
休日(土、日、祝日):24時間対応

- 屋良小学校
☎ 956-2214
- 嘉手納小学校
☎ 956-2264
- 嘉手納中学校
☎ 956-2263
- 嘉手納高等学校
☎ 956-3336

■ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧について

○ 令和4年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を下記のとおり行います。

縦覧対象者 土地及び家屋に対して課する固定資産税の納税者
(納税者の代理人として委任状を持参したものを含む)

縦覧期間 令和4年4月1日～5月2日(土日祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)

縦覧場所 税務課

縦覧制度は、納税者の皆さまが土地や家屋の評価額を比較し、自らの土地や家屋の評価額の適正さについて検討していただくための制度です。



○ 令和4年度の固定資産課税台帳は、下記期日から閲覧できます。

開始 令和4年4月1日(土日祝日を除く)

閲覧制度は、納税義務者が固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分の確認、借地人・借家人等に対して使用又は収益の対象となる部分についての固定資産税の課税内容を明らかにするための制度です。

※ 令和4年度固定資産税納税通知書は、4月初旬に発送する予定です。(令和3年度より共有員の方へも発送しております。)

※ 縦覧・閲覧される方は、本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証等)が必要になります。

※ 借地人・借家人等においては、当該資格を証する書類(賃貸借契約書・領収書等)も持参してください。

お問い合わせ 税務課 資産税係 TEL: 956-1111 (内線136、138、185)

― 軽自動車等をお持ちの方へ ―

軽自動車税は4月1日現在の所有者に年間課税されます！

譲渡、解体、盗難、紛失等により所有しなくなった場合でも、申告(抹消・名義変更等)手続きがない場合は課税対象となりますので、速やかに手続きを行ってください。

各種申告場所

- 原動機付自転車(125cc以下)及び農耕作業用自動車
 - 嘉手納町役場・税務課 TEL: 956-1111 (内線133)
 - または移転先の市町村役場の軽自動車税係
- 軽自動車(四輪)
 - 沖縄県・軽自動車協会 TEL: 050-3816-3126 または移転先の軽自動車協会
- 軽二輪(125cc超250cc以下)・二輪小型自動車(251cc以上)
 - 沖縄県・陸運事務所 TEL: 050-5540-2091 または移転先の陸運事務所

※ 新規登録、抹消、名義変更、住所変更等、各種お手続きによって必要書類が異なります。お手続きの際は各所担当までお問い合わせの上、必要書類をご準備願います。

※ 盗難・紛失の場合は警察署へ届出を行い、各所所定の手続きを行ってください。

原動機付自転車をお譲りの際はご注意ください！

近年、車両を譲ったにもかかわらず、相手が名義変更をせず課税され続けているとのことのご相談が多く寄せられます。ネット売買など、素性が不明な相手に譲渡する場合は、むやみに必要書類を渡さず、標識(ナンバープレート)を返納し抹消手続き後に「廃車証明書」をお渡しすることをおすすめします。

お問い合わせ 税務課 軽自動車税担当 TEL: 956-1111 (内線133)



基地被害に関する苦情は 0800-200-4665へお寄せください。 基地渉外課
苦情を入れる際は、いつ、どこで、どのような被害を受けたかをできるだけ具体的にお伝えください。